

国土入企第 10 号
平成 26 年 9 月 29 日

岩手県 }
宮城県 } 主管担当部局長 殿
福島県 } (契約担当課扱い)
仙台市 }

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

被災 3 県における公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る
取組の強化について

公共建築工事の円滑な施工確保に向けては、「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成 26 年 1 月 24 日付け総行第 12 号、国営計第 102 号、国土入企第 24 号）にて通知しているところです。

今般、平成 26 年 9 月 27 日に開催された第 4 回復興加速化会議において、災害公営住宅をはじめとする公共建築工事の確実かつ円滑な施工確保に一層きめ細やかに取り組むため、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」及び「公共建築工事における「営繕積算方式」の普及・促進」がとりまとめられました。

これを受け、「公共建築工事における「営繕積算方式」の普及・促進」については、別添 1 のとおり、平成 26 年 9 月 29 日付けで、「被災 3 県における公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」により、大臣官房官庁営繕部から東北地方整備局あて通知しましたので、貴県（市）におかれましては、別添 1 を参考に適切な運用を図られるようお願いいたします。

また、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」については、別添 2 のとおり、同日付けで、「被災 3 県における災害公営住宅整備事業の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」により、住宅局から貴県（市）住宅担当部局あて通知しておりますので、併せてお知らせします。

貴県（市）におかれましては、これらを踏まえ、災害公営住宅をはじめとする公共建築工事の円滑な施工確保に一層努めていただきますようお願いいたします。国におきましては、担当副大臣のもと、当該取組の実施状況を把握していくことを申し添えます。

なお、別添3のとおり、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

また、各県におかれましては、貴県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いします。